

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:監査委員事務局 No.001

処 分 名	事務の監査の請求代表者証明書の交付
処 分 の 概 要	事務監査請求は、選挙権を有する者が、政令で定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる制度であり、事務監査請求をする場合には、請求の代表者となる者を定め、請求代表者証明書の交付申請を行う必要があります。
根拠法令等・条項	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号） 第 99 条において準用する第 91 条第 2 項 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 10 条
審 査 基 準	法令の規定において、当該の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、審査基準は設定しません。
標準処理期間	極めて稀な処分であるため、設定できません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎 4 階監査委員事務局窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■地方自治法施行令

〔請求代表者の証明〕

第91条 地方自治法第74条第1項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者（以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。）は、その請求の要旨（千字以内）その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもって条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。

(2) 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

〔条例の制定又は改廃請求書等の調製〕

第98条の4 普通地方公共団体の条例制定又は改廃請求書、条例制定又は改廃請求代表者証明書、条例制定又は改廃請求署名簿、条例制定又は改廃請求署名収集委任状、条例制定又は改廃請求署名審査録及び条例制定又は改廃請求署名収集証明書は、命令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

〔監査の請求〕

第99条 第91条から第98条まで、第98条の3及び前条の規定は、地方自治法第75条第1項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

■地方自治法施行規則

〔改廃請求書等の様式〕

第9条 普通地方公共団体及び特別区の条例制定又は改廃請求書、条例制定又は改廃請求代表者証明書、条例制定又は改廃請求者署名簿、条例制定又は改廃請求署名収集委任状、条例制定又は改廃請求署名審査録及び条例制定又は改廃請求署名収集証明書は、別記様式のとおりとする。

〔事務監査請求書等の様式〕

第10条 普通地方公共団体及び特別区の手続監査請求書、事務監査請求代表者証明書、事務監査請求者署名簿、事務監査請求署名収集委任状、事務監査請求署名審査録及び事務監査請求署名収集証明書は、前条第一項の別記様式の例によるものとする。